



平成 25 年 6 月 7 日（金）  
内閣府公益認定等委員会

## 公益財団法人全日本柔道連盟に対する 報告要求について

公益財団法人全日本柔道連盟をめぐる諸問題（柔道指導における暴力問題、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金問題等）に関しては、公益法人認定法第 27 条第 1 項及び第 59 条第 1 項の規定に基づき、当委員会から同法人に、2 度にわたり報告を求めているところです。

当委員会としては、極めて詳細な形で再度の報告要求をせざるを得なくなった事態に鑑み同法人の真摯な対応を促す必要があること、また、一連の事態が公益法人全体の信頼性に与える影響が懸念されることを踏まえ、異例ではありますが、現時点で、当委員会から同法人に対して報告を求めている内容について、公表することが適当であると判断いたしました。

当委員会から発出した報告要求は、以下のとおりです。

（別紙 1）報告要求書（平成 25 年 5 月 2 日）

（別紙 2）報告要求書（平成 25 年 6 月 5 日）

（別紙 3（参考））

所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～（平成 25 年 2 月 8 日）

### 【本件問合せ先】

内閣府大臣公益認定等委員会事務局 高角、馬淵

TEL：5403-9538（直通）

FAX：5403-0231

(参考)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (抄)

(平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号)

(報告及び検査)

第 27 条第 1 項 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(権限の委任等)

第 59 条第 1 項 内閣総理大臣は、第 27 条第 1 項の規定による権限 (第 6 条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。) を委員会に委任する。